





のジェット戦闘機を入れるときにはどちらが優秀かいろいろ問題になつておるようですが、私は飛行機の性能のよしさなどということはとても禁物でございませんけれども、云々

そういうことに決定をしたかといふことはござりまするが、これにつきましては、もちろんそのエンジンの安全性と申しまするか、信頼性、それから価格面から、また、ごく、准許費、ちょっと

○阿部竹松君　そうしますと、純然たる  
のものを輸入する、こういう方針で考  
えております。

できるということです。われわれもこの出発当時の法案には賛成したのですが、ところが現在は必ずしも、その時の岩武前局長の答弁が当っているのです。

みならず、当然先進諸外国におきましても、この航空機の設計試作について、新しいものを考えておりますし、また考え始めると思うのでありますから、これからは、この國ばかりで

かし省当局はどういう方法を用いて、このイギリスのロールス・ロイスのとにかくエンジンがいいというもののさへは、何をもつてお定めになるか、その二点をお尋ねいたします。

面あるしは、ヤービン、無む事、おもとくして十分に検討いたしました結果、のロールス・ロイス会社のダート系の発動機が、しかも最も一番新しい型を採用するのが一番合理的であろう、ということになつたわけになります。

○阿部竹松君 そうすると、YS-11ですが、これが旅客機として出発するわけですが、四年後に大体完成して空港がない、こうしたことですね。

○政府委員(小出第一君) その通りでござります。

が三一でおもむとしないことを喜んでし上げてるのでなくして、その当と情勢が変ってきたから、きわめて安がございませんかといふようなことをお尋ねしているわけですが、これについて、四年後のことですから、今の見通しになつて、見通しはどうか

するが、しかし、これにとの日がやまうしても、おおむね六、七年といふ長月を要するわけでござります。わようどわれわれの考えておりまするY-S-11型が大体完成いたしまするのは一九六三年ころというふとを想定いたしてみましたが、場合においては、その一九六

面につきましての国産化の計画でござりまするが、これはすでにその後研究に着手いたしているわけでございまして。ただ、エンジン部面につきましては、おそらくこれが大体国産化の見通しが立つまでの研究開発にはなお七、八年の期間を要するであろう、かようになります。そうして七、八年間の間にエンジンについて開発のめどを立てまして、いろいろ開発化ができる

先ほど申し上げましたその設計協会において、航空機工業界あげての専門家の衆知を集めまして検討いたしました結果の決定でございまして、その点につきましては、十分その性能なりあるいは安全性なり、信頼性の面におきまして、一番確信の持てるエンジンである、こういうふうに信じておられる次第であります。

を飛ぶようになるわけですね。そこで問題になるわけですが、果して四年後に世界の航空機生産状態がどうなるかということについて、これは私はきわめて心配しているのですが。局長もそういうことだと思いますが、今年の一月二十四日の朝日新聞ですね。これに山本峰雄さんが「論壇」に出しておきましたが、大体私が今まで申し上げたようなことを書いておりませんが、

○政府委員(小出栄一君) ただいま定いたしております国産機が実際に研究開発の段階を終りまして、量産態に入り、本格的な製造販売に入りますのが昭和三十八年度以降というところになりますでござりますけれども、

三年ごろの世界各国における航空機の状態といふものは、やはり各国とも大体日本と同じようなテンポで開発されるというふうに考えられるのであります。従つて今考えておりまするこのいわゆる中型というような規模のもの、使いまする距離であるとか、あるいは乗客の数とか、あるいは滑走路離といふうな、そういう面からの性能を考えまするに、二つ目は、これは最

という自信を得たところで具体的な生産に入る、そういう予定でございます。そういたしまして、すでにそいつた研究開発の面につきましても、技術面

答弁で理解がいったわけですが、そろ  
しますと、七年か、八年後になるか  
わかりませんが、日本のエンジンがで  
きるまで、イギリスのロールス・ロイ

も、これはいろいろお読みになつたのをおわからだと思つんですが、いろいろう心配されている点を幾つか羅列してあるんですよ。私もきわめ

の間にそれが三十八年度以降において量産態勢に入りますと、その時期にきまして、果して今考えられているうな国産機でもって需要面、性能の

も性能の面におきましても、また経済性の面におきましても、十分国際競争力があり、かつ最も進歩した型である、で、輸送機設計研究協会におきま

における補助金をすでに交付いたしておおりまして、今度取り付けを予定いたしております。ターボプロップ・エンジンの研究開発に対しまして、本年度まで五百十万元わすかでござりますけれども、補助金も出しまして研究面に入つて

スのエンジンを使うことになるのですが、その間、たとえば、来年かかるか、その次の年に入れて動き出される節が外国の科学雑誌等を見ても、それが私わかりませんが、これは技術提携でいくものか、あるいは技術提携でいった場合、ロイアルティを払う場合で、この「論壇」の内容がいいとか、悪いとかは別として、そういう心配をさへおった當時だと思うんですが、その当時の御説明と違うんですね。送って貰う

において適當であるかどうかといふと、心配は、まことに御尤もであります。そこで問題は、果してそれが製造会社へこしましてペイするだのの需要が、

しては、各国のすでにできておりまする飛行機あるいは開発されようとしておりまする飛行機の設計面を、むしろ粹を集めまして、しかもそれが最も日本人に適した形のものに設計をしたつもりでありますて、そり面に結構ま

ている段階でございまして、たゞ何分にも非常に精密な工業でございますので、研究にはやはり相当の時間が必要だらう、かように考えております。それからもう一つのお話しでござい

も出てくるでしょう、それとも単純に一基幾らといふ純然たる売買契約で買ってしまった方があとでされがないという方向でいくものか、そのいずれかをお尋ねしたい。

四年後、これが今局長のおっしゃる通り、エンジンはあちらさん、機体は日本で作った、とにかくいいよ国内を飛ぶ。国内だけでは経済的に間に合わない。中南米にも、あるいは中近東

るかどうかといふ問題が一つと、そ  
からそれが量産態勢に入つて、製造  
莞に入りましたときに、すでにそれ  
時代おくれのものになつておつて、  
り違つた性能のものが実現しやしな

○政府委員(小出栄一君) ただいまの  
ロールス・ロイスのエンジンの面につ  
きましては、これは全部輸入でいくこ

にも、あるいはアメリカですらこうい  
うエンジンを作つて飛行機を飛ばして  
いないんだから、アメリカにすら輸出

かという、その二つの面が考えられ  
わけでございます。そこであとの方  
性能の面につきましては、日本の国

る以上は、これに対する需要ということが当然前提になるわけでございまして、需要面の想定につきましては、国

本航空なりあるいは全日空といふより、国内の輸送会社が現在使用しております。飛行機DC-3あるいはDC-4というふうな飛行機が、大体その時期におきましてどのくらいの機数になります。またその中で取りかえなければならない機数、代替しなければならない機数がどのくらいになるかということを具体的に算定をいたしまして計算をいたしました。また輸出面につきましても、大体輸出先としてどういふうな地域に対して出るだろうといふうなことを十分に計算をいたしまして、ここに大体輸出面なり国内面の需要を想定いたして、十分に量産をし、かつ販売できると、こういふうな見通しを立てましたので、新会社によつてその製造販売に乗り出したい、かように考えておる次第であります。

百年かけて、鋳型から始つて、いろいろとにかくハンマーから全部作つたものだから、五万台以上売り出さなければこれは採算がとれませんと、こう言うわけです。これはこの前承わつたものですが、百五十機くらい売らなければ採算がとれないといふようなお話を聞いたような気がするわけです。そうすると、日本で使用しようが、あるいは東南アジアに持つていこうと、アメリカに行くのもけつこうですが、もう七年も八年もたつてから初めて数がそろつて、売り出そらといふときには、すでに時期おくれだといふようなことになる。しかし、といって、三十機くらい作つてみたら型をかえなければならぬ、エンジンをかえなければならぬ、というようなことになりはしないかという、実は私心配があるわけですがね。そういう点については、最近山本さんという人もいろいろと触れておられるようですが、このYS-11ですか、この型ですね、模型といってもいいでしょうが、去年の暮れですが、こいとしの一月でしたか忘れましたが、横浜にでき上つたときに見に行きましたが、きわめてどろくさいですね。局長も行つておられたようですから、どうお感じになつたか私わかりませんけれども、きわめてどろくさいのです。欧洲の北の端へ行つたてあんなどろくさい飛行機はございません。あいいうものはだれも買わぬというふうに私心配になつてきましたが、中身は知るべし、表がスマートだから、美人だから嫁にしたらいいかといって、必ずしも美人だから女房にしたらしいだろと言つたところで、悪い場合もあるのですから、飛行機のあれを見ただけで

も、ほくはがつかりしてしまって、あつさりやめてしまつて、外国の製品でも買つた方がいいのではないかといふ気持ちもなつたのですが、模型はどうでもいいですが、一面で百五十機作つて經濟的に採算が合うといふ。こういふ飛行機が売れるかということを、これも見通しになつて、局長にお尋ねするは、どうかと思ひますが、こういうふうなことについてはどうお考えになつておるか、もしお答えできればお尋ねしたいと思いますが。

○政府委員(小出第一君) 今お話を通り、昨年の暮に横浜におきましてごらんにいれましたような実物大の木型ができ上りました。私も二度ばかりこれを見たのですが、そのときにも御承知だと思ひますけれども、すぐその場でごらんいただきました皆様方にアンケートを出しまして、どの面が悪いか、どの面がいいかということについて、具体的に何項目かの質問状を発しまして御意見を伺つております。で、もちろんこれは、あの通りの物を作るといふことに、あれで終つたわけではございませんで、もちろん今後新会社によつて、いよいよ精緻設計といふ段階に入りますので、今いただいております各方面の御意見も十分取り入れまして、設計の手直しをしながら完成をしていくといふことになると思います。確かにこれまで、六十人といふ、あるいはそれ以上乗せられるような設計を一応して、これまで割合に中型ではございますけれども、六十人といふ、あるいはそれ以上乗せられるように私自身も実は感じます。しかしこれはあくまで買つた方がいいのではないかといふ気持ちもなつたのですが、模型はどうでもいいですが、一面で百五十機作つて經濟的に採算が合うといふ。こういふ飛行機が売れるかということを、これも見通しになつて、局長にお尋ねするは、どうかと思ひますが、こういうふうなことについてはどうお考えになつておるか、もしお答えできればお尋ねしたいと思いますが。

いつた格納庫の室内で見ました場合と、飛行場の外に出して見た場合と感  
じが違うそうです。これは専門  
家の意見も十分聞きまして、性能の面  
のみならず、やはりいろいろ感じとか、乗り心地とか、そういう販売面に  
おける配慮も十分考え、今後設計を直  
していくら、こういうふうに考えてお  
ります。

それからエンジンの面につきましては、先ほども申し上げましたように、  
エンジン自体の開発は、これはどの國  
がやりましても、やはり七、八年はかかるといふことでございまして、従つて現在考え方られておりまする最も新らしいものを採用する以外には、ちょ  
と方法はないのじゃないかと思われます。しかもロールス・ロイスのエンジ  
ン、先ほど決定いたしましたが、このダート系の発動機は、現在用いられて  
おりましてはダート6、ダート7といふ  
うようなものが実際に経験をもつて、すでに三百万時間ほどの実用的経験をも  
つっているそうでございますが、今度  
さらに一步進めまして、ダート10とい  
うロールス・ロイスのエンジンの中で  
最も新らしいロールス・ロイス、現に  
研究開発中のものを入れようといふ  
ところでございまして、一番新らしいもの  
を予想いたしまして取り入れて、いるわけ  
であります。これについては、ちょ  
うど一九六三年ごろにおいては、まず  
一番その当時においては信頼性のある  
エンジンになることであろう、こうい  
う想定のもとに決定したわけですが、  
まして、もちろんエンジンを含めま  
して機体関係あるいは部品関係等につき  
ましては、絶えず研究開発は休みなく  
続けなければならぬということは当然

○阿部竹松君 それではその次に、特殊会社の設立に当つて、いろいろと参考資料をいただいておりますが、全部読んでおらんのでわからん点もあつて、それは参考資料に出でておるという点で、あれば、出でる個所をお知らせ願えればいいわけですが、その中で現在財團法人の輸送機研究協会というのがありますね。この協会に対し、各航空機会社がどういうふうな協力態勢を作つてあるか、あるいは人の面、具体的でありますね、助成金の面、こういうことを伺いたいとの、民間出資ということになつておりますから、民間とやはりお話し合いがなされておると思うのですがね、民間出資の場合は、どういふような状態に話がなつて、どういふような状態で進行しておるか、その二点をお尋ねします。

○政府委員(小出栄一君) 財團法人輸送機設計研究協会に対しましては、現在その理事長と申しますが、この中心になつておられる方は莊田さんといふ方でありますて、これはかつて新三菱の副社長でございましたが、しておられる方でありますて、そこにはかつて航空機の設計等において十分経験を持つておられまする技術者を各社から出向の形において、あるいは専従の形におきまして加わつていただきまして、ほとんど各社の共同体制で研究を進めてきたわけでござります。従いまして今度新会社ができる場合にお

きましては、大体この設計協会の人を中心にして、これに各社からさらに新しい陣容を加えまして、発足をする、こういうようなことになつております。従つて今の民間側の出資は、大体今度におきまして、政府出資で三億で、民間が二億ということになりますが、その二億の負担割合とくどうよなことにつきましても、すでに関係会社間において下相談が行われておるはずでございまして、これは単に航空機の機体関係のみならず、部品関係あるいは関連産業、非常にたくさんのお会社があるわけでございまので、それら各方面の協力を得て、十分民間出資が達成できる、こういう見通しのもとにただいま作業いたしております。それで輸送機設計研究協会の事務局の実際的具体的な構成、職員がどういうふうになつておりますと、技術者がどうなつておるかということにつきましては、資料の中には差し上げあるかと思ひます。さらに御質問があれば詳細お答えいたします。

うなるかということです。研究協会、いささか財産あると思うのですね、赤字があるかもしれませんけれども、どちらでもいい、とにかく財産がある。それが何億何千万円と計算されてすばつと入るものか、あなたがおっしゃる二億というものは全然別個に各社が現ナマで出して会社を建てるものか、それともとにかく製造権などといって、有名無実な権限を持つてこれは二億円そろいました、二億円のうち一億八千万円は製造権ですよ、この財産はこれだといつて、確かにそなると、勘定は合うけれども、実際運用する金は政府出資のみである、これは僕の話は極端な例ですがね、そういうことはないですか。

までの間におきまして繩越金もござりますので、十分財團法人としての運営もできますし、また補助金も財團法人の名においてこれをいたしました。そうしてあとの経理につきましては、財團法人の解散に伴いますと別個にいたします。こうしたことになります。従いまして新会社の株は、これは架空のものではなくて、実際に民間についてはそれぞれ二億円を引き受け、こういうことになる予定でございます。

○阿部竹松君 そうしますと、二億円は全然別個であるという解釈でもよろしいわけですね。それから、その場合、そういうことで発足しまして、おそらくその製造工場をこしらえて一ヵ所で作るわけではないんでしょう。おそらく宇都宮の富士にはどれを頼むとか、名古屋の三菱重工にはどれを頼むか、こういうことになるわけですね、そういう割り振りとか、中身の問題はどういうことになりますか。

○政府委員(小出榮一君) お話を通じて、新会社は新しく大きな設備を会社自身が持ちまして、この会社が一手に製造するというわけではございませんで、この会社はむしろ設計なり製造面における中枢部、頭脳の役目を果すわけでございまして、実際の生産面につきましては、お話を通り、既存の各会社に割り振りをいたしまして、この会社から発注してやる、こういう格好になります。そういたしまして、すでにその会社の関係等につきましては、今までこの昭和二十七年以来やつて参りました各航空機会社の実績というものがございまして、おのずから各会社に

はそれぞれの特色がございまして、その分野がござりまするので、一番代表的なものは新三菱重工業あるいは川崎航空機、富士重工業、この三つが中心の会社になると思ひまするが、そのほかにもいろいろ関連の会社がござりまするし、機体関係、部品関係あるいは通信装置、計器とか、いろいろ関連会社がござりますので、それぞれの専門分野に応じまして、すでに会社間においては大体の生産分野の割り振りといふものが相談ができて進展中でござります。従いましてその間につきましては、きわめて会社発足後直ちに円滑に動き出し得ると、こういう予定であります。

ともあくまでこれで押していくといふことになれば明確な統制になる。さりとて今申し上げました独占禁止法にもかかるのではないかということが懸念されるわけですが、こういう点は局長さんどう解釈しておられますか。

○政府委員(小出榮一君) 今度考えておりまする、いわゆる国産機の製造につきましては、これは初めて日本自身が、自分の設計によって、自分の設計に基く国産機を作るわけでございまするので、しかもそれが総合的に最後の組み立てまで一手にやるということになりまするので、それだけの能力を持つておりまする航空機の会社というものは、現在どの一社にもないわけでございまして、従いましてどうしてもこれは業界としては、打つて一丸とした一つの中核体を作らざるを得ないと、ことから出発した問題でございまして、従つて先ほど申し上げましたように、この会社が自分で設備を持つて、何をかもやつてしまうということではなくして、むしろこれが一つの中核の頭脳の役目をするということでございまして、実際の生産は各機体会社、あるいは関連会社が――これは全国に関連工場を入れますと、おそらく六百くらいはあると思いますが、これらを全部動員してやるわけでございます。従つてこの会社が国産機を作り始めました場合におきましては、将来永久に一切の生産は、これ以外には認めないと、いうような趣旨のものではございません。現在、当分の間、日本の航空機工業を確立するにつきましては、どうし

○阿部竹松君 今局長のお答えで理解できること、理解できぬ面があるわけですがね。ちょうど國家総動員法といふのほかに、あるいは米軍の発注なり、防衛省の発注なり、それぞれの仕事をやつぱり持つておるわけでござります。航空機会社が一つになつてしまつたというわけではございませんので、その面におきましては、独占禁止法に触れるといふようなことはない、かように考えております。

○阿部竹松君 今局長のお答えで理解できる面と、理解できぬ面があるわけですね。ですがね。ちょうど國家労働員法というのがございまして、そのときに局長が通産省におられたかどうかわかりませんが、あのときは商工省ですね。昭和十三年に法律を作り、そうして十六年に大改正をして国家総動員をやつた、それと似ておるわけです。これは二月二十一日の新聞ですが、「航空機業界を強化、生産三社、新三菱、川崎、富士に集中、通産省方針、修理各社を系列に」というところから始まって、いろいろあなたのお話を半分入っておつて、半分入っておらぬのですが、あなたが新聞記者に発表したかどりうかわかりませんが、これはどうもあなたとの話と若干違ひんです、今の御答弁とは。これは、こうすると、あなたの方の言つたのではない。高崎大臣はとにかく責任者だけれども、高崎さん幾つか頭がよくても詳しきはなかろうと思ふので、あなたがべらべらしゃべつたのだからうと思うのですが、これはどうですか。

機業界、これはもう航空機業界に限らず、機械工業全般につきましても、同じような問題があるうかと思いますが、やはりその各企業間における系列化の問題でありまするが、業界の組織化というような問題は、やはり常に問題はございまして、航空機業界におきましても、戦争中におきまして非常に強力に設備を拡充し、膨大な生産を行なつたのでありまするが、それが今日非常に遊休化しておる面もございまするし、また将来における利用面等の想定、あるいは持つております設備なり技術等の関係におきましては、やはり業界の内部におきましてはある程度の系列関係と申しますか、そういうことが必要になってくる面もあるということは、これはやはり事実でございまして。しかしそのことは別段独占といふよりなことを意味するわけではございませんので、業界の各会社の実態を見まして、その会社として将来そのままの形でいくのがいいのか、あるいは関係のある会社と連係を持つていった方がいいのかといふようなことが、やはり具体的にあり得るわけでございます。そういう面についてのことを、ややそういった表現で書いたのではないのかと思いますので、これは戦争中の統制とか、あるいは独占とか、そういうふうなものとは全然別個の考え方に基いているものでございまして、おそらく新聞記事もそいつたことに関連して取材したものではないか、こういうふうに考えております。

御承知の通り、この会社は産運態勢、いわゆる研究開発を終りまするまでの間ににおいて、大体三十八億円くらいの資本を予定しております。そういうまして、やはりこの業界がまだ整備されておりませんので、政府の出資の割合といふものはできるだけ多い方がいいというふうには私はどもは考えますけれども、しかし財政当局としましては、やはり毎年度予算の実体を見ないといふと、まあ将来長きにわたる約束はできないという意味もございまして、一応予算の範囲内においてといふ形になつたわけでございます。しかしながら今年度三十四年度の予算につきましては、御承知の通り、政府が三億と民間が二億、すでに六割は政府という実績が出ているわけでございまして、少くともこの線は将来においてもそれ以下にはならないよう持ちついていたい、かように考えております。のみならず、この法律の付則にも書いてござりまするが、政府出資は一応研究開発の段階が終つた以後においては、新たな出資はしないといふことが書いてござります。と申しますのは、昭和三十八年度以降予定通り量産態勢に入りました場合には、すでに相当収益も上げ、会社 자체としてペイするような形に乗り得るわけでございますので、それ以後においては、特に政府が出資をつけ加えて援助する必要はないだろうという想定のもとに、そういうことにいたしたのであります。特に事業の計画内容等はすでに実態をはつきりし

るわけでございます。法律の面においては予算の範囲内においてといふことになつておりますけれども、実体はそういうことでありますて、将来長きにわたりまして資本金が幾らといふよくなことを、この際、明確にするといふことも必ずしもはつきりいたさないのでござりまするし、またその必要もないのではないか、かように考えて法律の規定はこういふことにまいだした次第でござります。

○阿部竹松君 今、小出局長は質問せぬ個所を後段に答弁したのですがね。その後段に答弁したところがやはり心配なんんで、初めの合成ゴム会社と比較をして、とにかく御質問したのですがないのではないか。しかし実際問題として「政府は、予算の範囲内で」というのは、これはきわめて狭く解釈もできるし、広義に答弁して、とにかくその打ち切りの時も解釈できるのですね。これはきわめて幅広く解釈できるわけです。しかし後段の方であなたは私が質問せぬのに答弁して、とにかくその打ち切りの時期を明確にしたのですが、なるほど法案にもそう書いてありました。しかし、実際問題として、打ち切りの時期は試験飛行を終り、試験飛行を飛んでもから、東大の河田さんですか、所長さん、あの河田博士の話を承ると、大体一年以上かかるといふのですね。物を、お客様を乗せてやるのに一年以上かかるという東大の河田所長の話なんです。そうすると、その間一体どうするかといふことが心配になるわけです。それと同時に、政府の出資を明確に規定しておらないから、官民の差がどうしたことになるか。どうしたこと

になつても仕方がない、こういふことのなか。ある程度、三分の一なら三分の一とかいうように、法案にはうたつてないけれども、しかし行政指導の一面で、あるいは政府の財政出資の面から見て、そういうことが計画の中にあるものかどうか、こういう点もお尋ねしたいわけなんですが。

○政府委員(小出榮一君) 政府出資の割合でござりまするが、確かにお話を伺うに、予算の範囲内において出資を行つといふだけでは、予算がなければ出資をしないといふ解釈もできますし、予算のある限りフルに出資をするという逆の解釈もできますし、必ずしも明確ではございませんけれども、それはすでに他の特殊会社等の面においても明らかなるよう、大体会社を作り行つといふだけでは、予算がなければ出資を引き揚げるわけでございませんで、新しい出資を追加しないといふ意味でございます。今お話を通り、試験作機を作りまして、その試験作機を試験をすると、段階がやはりあるわけございまして、その試験を完了した

その以後においてといふ意味でござりますので、もう十分に試作が終り、試験も終つて、完全に飛行できるという状態になつた、その年度から先は、といふ意味でござりますので、ただいま御心配のような試験段階において途中で打ち切るといふようなことはないわけでござりますので、御了承願いたいと思います。また、これが量産態勢に入りますまでの事業計画を年度ごとに大藏省とも打ち合せをして作つておるわけでございまして、従つて、法律上、政府出資が過半数といふうな書き方をするという案も実は法案作成の途中においてはございましたけれども、しかし実体はすでに予算でもつてきまるのでございまして、三十四年度の予算において三対二にするといふうに話が出来ました以上は、それはまあこれが一つの実績であるといふうに私どもは考えまして、あとは毎年度の仕事の進捗に伴いまして、具体的に大藏省と折衝をして、そのつどきめていくといふ以外にないのではないか、かようになります。しかし、少くとも三対二の線以下にならないようにやつて、試験飛行が終るまで出すといふとなるのですけれども、試験飛行が終つて、今度実際飛ぶ飛行機——飛ぶ飛行機といふのは、外國へ売るか国内で使うかは別として、飛ぶ飛行機を作る場合に、金が足りなければ出す、こうい

それからこの付則の第三条に書いてあります、会社が最初に行う輸送機の設計、試作、試験が完了した年度の翌年一度以降は新たな出資は行わない、こういう規定でござりますが、これは、そこで出資を引き揚げるわけでございませんで、新しい出資を追加しないといふ意味でございます。今お話を通り、試験

○政府委員(小出榮一君) 政府の出資につきましては、付則の第三条にござりますように、試験が完了した年度、大体三十八年度、その翌年度から以降は政府出資は新たにしない。従いまして、もし実際にこの会社 자체が本格的な製造販売といふ運用面に入りました場合に、もし資金が足りないという場合におきましては、その不足の金をどう調達するかと申しますと、政府出資による調達の方法はなくなる、新たなる追加はできないというだけのことであります。従つて、資金の調達方法にしましても、もし増資による必要があるならば民間出資による增资の道もある。しかしながら、借入金といふ面につきましては、これは、場合によつては開発銀行から融資をするなどして、これにつきましては、事業の内容としましては、詳細な設計、各種部分の強度試験をする、これが大体一億二千五百万円ぐらいでございまして、これが補助金の対象になるわけでござります。それから一号機と申しております強度試験をする試験機、その製作試験に入ります。それから試作用の治工具の設計製作に入ります。そういうよ

うことで、そのうち三十四年度におきましては、そのうち三十五年度から三十六年度においては相当多額の予定でございます。これらの年度別に合わせまして、特に三十五年のあれにおいては、一億五百万円、こういうようないまして、従つて、資金の調達方法にあります。それから三十七年度になりますと、経費はやや減つて参りまして、二億七千五百万円、三十八年度にはさらに減ります。昭和三十四年度から三十九年度までの総経費の累計は三十九億五千五百万元といふ予定でございます。これらは、政府の出資を多額に必要とするというのをわかりますけれども、そうすると、三十九億五千五百万元は、大体一号機、二号機の試験機ができ上った金額も入るわけですね。そうすると、三十九億五千五百万元の内訳ですが、政府は見込みですか、僕は、また来年はわからりますけれども、そうすると、三十九億五千五百万元は、大体何%くらいになる。——これは見込みですか、僕は、また来年重工业局長がこういう答弁をしたなどといふことで再質問しようと思いませんけれども、その次のお尋ねしたいところに問題がありますからお尋ねをいたします。

○政府委員(小出榮一君) 先ほど申して、今年はそれでいいが、しかし、大藏省と折衝して、予算の範囲内で求めることになつておりますけれども、大体明年度はどのくらいかかる

うことなんですか。僕は、実はこの法

案を見ると、これで全部終りますといふことに何百何千万円まで明確にしな

いことですね。そこを一つ明らかにして下さい。再度お尋ねい

ます。私は、まだ予算の範囲内でありますけれども、このままでは十億といふような金を政府出資で出してもらえば非常に全

くおわかりだと思うのですが、どうで

すか。

○政府委員(小出榮一君) 先ほどから

お答えいたしましたように、今回の会

社を作りまして、YS-11型を国産化

するにつきましては、ちゃんとやはり

あるわけですが、こういふ点はおそらくおわかりだと思うのですが、どうで

すか。

○政府委員(小出榮一君) 先ほどからお答えいたしましたように、今回の会社を作りまして、YS-11型を国産化するにつきましては、ちゃんとやはりあるわけですが、どういふことになつておりますけれども、試験飛行が終るまで出すといふとなるのですけれども、試験飛行が終つて、今度実際飛ぶ飛行機——飛ぶ飛行機といふのは、外國へ売るか国内で使うかは別として、飛ぶ飛行機を作る場合に、金が足りなければ出す、こういふことになつておりますけれども、その間に製作試験、さらに治工具の設

計製作、それから試作機としての第一号機、第二号機といつもの製作に入る

わけでござります。

そこで、三十五年

度、三十六年度における十五億円余り

の経費の中で、政府出資をどれだけ期待

するかということにつきましては、これ

は私どもの計画は一応持つております。

まあできれば、十億といふような金

を政府出資で出してもらえば非常に全

くわかりだと思うのですが、どうで

すか。

○政府委員(小出榮一君) 先ほどから

お答えいたしましたように、今回の会

社を作りまして、YS-11型を国産化

するにつきましては、ちゃんとやはり

あるわけですが、どういふことになつ

ておりますけれども、試験飛行が終るまで

出発するわけですね。従いまして

いまして、三十五年度は総計約十五億

円といふ経費を要しますが、どういふこと

なります。その三十八億円の政府と民間の

その間に製作試験、さらに治工具の設

計製作、それから試作機としての第一

号機、第二号機といつもの製作に入る

わけでござります。

そこで、三十五年

度、三十六年度における十五億円余り

の経費の中で、政府出資をどれだけ期待

するかということにつきましては、これ

は私どもの計画は一応持つております。

まあできれば、十億といふような金

を政府出資で出してもらえば非常に全

くわかりだと思うのですが、どうで

すか。

○政府委員(小出榮一君) 先ほどからお答えいたしましたように、今回の会社を作りまして、YS-11型を国産化するにつきましては、ちゃんとやはりあるわけですが、どういふことになつておりますけれども、試験飛行が終るまで出すといふとなるのですけれども、試験飛行が終つて、今度実際飛ぶ飛行機——飛ぶ飛行機といふのは、外國へ売るか国内で使うかは別として、飛ぶ飛行機を作る場合に、金が足りなければ出す、こういふことになつておりますけれども、その間に製作試験、さらに治工具の設

計製作、それから試作機としての第一号機、第二号機といつもの製作に入る

わけでござります。

そこで、三十五年

度、三十六年度における十五億円余り

の経費の中で、政府出資をどれだけ期待

するかということにつきましては、これ

は私どもの計画は一応持つております。

まあできれば、十億といふような金

を政府出資で出してもらえば非常に全

くわかりだと思うのですが、どうで

すか。

○政府委員(小出榮一君) 先ほどから

お答えいたしましたように、今回の会

社を作りまして、YS-11型を国産化

するにつきましては、ちゃんとやはりあるわけですが、どういふことになつ

ておりますけれども、試験飛行が終るまで

出発するわけですね。従いまして

いまして、三十五年度は総計約十五億

円といふ経費を要しますが、どういふこと

なります。その三十八億円の政府と民間の

その間に製作試験、さらに治工具の設

計製作、それから試作機としての第一

号機、第二号機といつもの製作に入る

わけでござります。

そこで、三十五年

度、三十六年度における十五億円余り

の経費の中で、政府出資をどれだけ期待

するかということにつきましては、これ

は私どもの計画は一応持つております。

まあできれば、十億といふような金

を政府出資で出してもらえば非常に全

くわかりだと思うのですが、どうで

すか。

○政府委員(小出榮一君) 先ほどから

お答えいたしましたように、今回の会

社を作りまして、YS-11型を国産化

するにつきましては、ちゃんとやはりあるわけですが、どういふことになつ

出資割合でござりまするが、これは初年度の三対一という比率以下にはしな

以上である点につきましては、私の方としては多少なります弁ずるといふことでござりますけれども、少くとも六割以上は政府出資にしていきたい、かように考えております。

○阿部竹松君 そうすると三対一の三  
は政府であると、こういうことです  
ね。そうすると当然あれですか。もう

○阿部竹松君 そうしますと、この会の書き方しかできないかと思います。それよりはむしろこの短期間に国産化を達成するというこの計画自体は、もう政府全体として了承しておるわけでございまますので、この期間内にどうしても達成できないような予算措置では困るということで、毎年度具体的な額をきめていく方が実際的ではないか、かように考えた次第でございました。す。

か。  
單なやつを持つくらいで、きわめてこれは単純な方法ですね。そういうふうに解釈してもよろしくどうぞさります

○政府委員(小出栄一君) この会社自体も、実は組み立て、最終的な段階等につきましても、これはやはりそれぞれの各会社の分担に応じまして、あるいは一番代表的な実績を持っておりま

○阿部竹松君　どうも局長答弁がうます。  
　　くてかわしたが、アッセンブル工場と  
　　違うんだといつても、現実そうでしょ  
　　う。似ておりますが、違うという。それ  
　　れじやその違ら理由を説明できたら良  
　　快にしてほしいですな。僕はあなたの  
　　あげ足を取るわけじゃないけれども、

工業の実態でございまして、従つてその中枢になる、いかなる設計に基いて製作をするかという点、この点が非常に決定的な実は要素を持っておりまして、その面におきまして、ただ作ったものを寄せ集めてまとめるというだけではないわけでございまして、その辺が違いでないかと思います。もちろん形の面におきましては、あるいは阿部先生のおっしゃるようになつたところがないのではないかということになりますが、どうかと思ひますけれども、そういう質的など申しますか、そういう違いはあるのではないかと、かように考へます。

なつてまた経済界が変動したなどといふ、局長のおっしゃるようすに予算もとれない場合もあり得るのですよ。そんすると、延び延びになって困るから、この種のものは一べんきめたら少ししくらい無理はあっても、やはりやらなければならぬということになるのですから、今年度からやはりそのくらいのことを明確にする必要がある気がするのですが、いかがでしょうか。

○政府委員(小出栄一君) お話を通り、大体の計画ははつきりしておるわけでございまするし、その点につきましては、財政当局とも十分打ち合せ済みの計画でございます。ただ年度別に政府出資を、三十五年度は何億の出資をする、三十六年度は何億の出資をする、ということを法律に明記するといふことです。これはやはり予算との関係といふものから非常に困難だらうと思ひます。従つてもし法律に書くいたしましても、各種の例から申しますれば、過半数政府が株を持つという程度

の製品でエンジンを動かすとおっしゃるから、それはいいが、その辺から買ってきて、それで寄り集めて、そして今度部品組み立て工場と、こういふことになるのですね。一つのところは、製造部門を持たないわけですね。そろそろすると、その辺から、そっちこっちから部品を持ってきて、君のところは屋根裏だ、君のところは両翼だ、それから機内の電気施設は日立か東芝だといふことになつて、そつちこっちに部品を頼んで、そして部品を親会社である、とにかく今度の法人会社でとにかく設計書を作つて、設計書を渡して、設計書に基いて集めてきて、そして今度は組み立てといふ、これは双眼鏡とかシンシン、かかる軽工業の、ああいう会社と同じことですな。これは一つの販売網とか、かつては別に製造すると言っているけれども、実際製造するのは全部中小企業でやつて、大会社は三十九億の金で飛行機を作つてもらつて、指令を出して指令によつて集めてやるという、別に製造工場

工業の実態は全然違うわけでありまし  
て、それぞれ各会社は膨大な設備を持  
ち、技術者を持って動いております大  
企業が大部分であり、その関連のまた  
下請工場あるいは関連部品工場全部合  
せますと、六百社といふことで、この  
中には大企業のみならず、中小企業も  
相当入っておるわけでござります。し  
かし単なるそいつたアッセンブルと  
いうことじやございませんで、この大  
会社の一番大事な点は、やはりその設  
計といふところにあるわけであつま  
す。それぞれの各会社にどういふう  
な内容のものを作らせるかといふ、言  
葉は悪いわけであります、參謀本部  
みたいな格好の仕事をするといふこと  
でございまして、その面におきまして  
は、非常に特殊な、非常に高度の精密  
度と、しかも工業としての総合性を持  
たなければならぬ意味におきまして、  
どうしても、こういった中核体がなけ  
ればできないという意味で見ておる  
わけでありまして、通常の中小企業に

うただ大きいか小さいかの差はあります  
しよう。大小の差はあっても、それだけ  
完全にそらですよ。今のところ輸送機  
製造株式会社といふのはちょっとおこ  
がましいような気がするのですが、あ  
なたのもう少しほつきりして、違うう  
ら違うというのを理由を、どういうう  
るに違うのですか、もう一度明確にし  
て、お尋ねしたいわけですがね。

○政府委員(小出栄一君)　自分自身が  
製造設備を持たないで、設計といふう  
とを中心いたしまして、その設計にし  
従つてそれを製造分野、責任分野にし  
に応じまして、各会社に発注するとい  
う形におきましては、あるいは今お詫  
しの如くに、たとえば双眼鏡といふう  
なものの形に似ておるかと思ひますけ  
れども、しかし私が申し上げました  
達うといふ意味が、中小企業、大企業  
といふ違ひはもちろんござりますけれど  
ども、これは航空工業に限らず、自動車  
工業等においてもそうでございますけれども、非常に総合的な精度の高い

まことに恐縮ですが、もう一点お尋ねしたいわけですが、政府の監督方法その他について、法案の中にも規制してございますが、しかし役員ですね。たとえば会社が四月一日なら四月一日に発足した場合、ぱらぱらと今まで研究協議会のお役人がなだれ込んでそのまま居るやうな方法でやるか、それともどういうふうな方法でやるか、いつも役員があらゆる、この種の会社なり団体ができるときに問題になるわけですですね。今から構想をお尋ねるのはどうかと思いますけれども、もう法案が通れば直ちに発足するやうに承わっておりますし、これは局長にお尋ねするのは酷であつて、これは大臣か中川政務次官にお尋ねしたいところですが、政務次官が歯が悪いようですから、局長でもけつこうですが、そのあたりどうですか。役員の構成の問題について構想があれば、お尋ねしておきたいと思います。

○政府委員(中川俊思君) 両は大したことはございません。まあ阿部さんが非常に、先ほど来、御心配になっておられますから、今御心配のような点は從来しばしば見られることです、実際問題として。私どもそういう点についてはどうかと思つたことも、今まで単に通達省関係だけではなく、政府のそういう人事の面においてどうかと思う点が多くあつたと思うのです。ただ、この航空機の問題は、今度新しくできます。会社は、普通の一般の商事会社であるとかあるいは保険会社であるとか金融機関であるとかと違いまして、相当の技術を伴う面が多いと思うのです。そういう点から申しますといふと、やはり今までの協会を構成しておりました会社の技術、相当なスタッフ、有能なスタッフを集めめてやらないと、実際問題においてできないのじゃないか、こういう気持がするのです。そういうふうな点から、やはりいきおい今阿部さんが御心配されておるような結果に私は陥るのではないかと思ふのです。しかし、まあそれはやむを得ざるものとしても、今御心配になつておりますよな点は十分に政府としては考えまして、そしてあまり偏しないような人事をやらなければならぬということを私どもは留意をいたしておりますから、そういうふうなところで一つ御了承願つておきたいと思います。

う業務に携わった、あまり能力のない方おられます。しかし、その反面、そういう方といったら極端な言葉であつて、そういう言葉を使はべきではないと思いま  
すが、そういう人も何人か入つてこられると思う。そういうようなことともと  
にかく私聞いておるわけです。それで  
私の今申し上げたことが全然單なるう  
わさに過ぎないのであればけつこうで  
すが、もし事實であるならば、そ  
う人がずっとなだれ込むならば、國の  
財産が三分の二入っているわけなんで  
すから、三分の二と断定するのはおか  
しいのですが、大体三分の二でいく方  
針なんですから、そうすると、だれで  
もかれどもそのままなだれ込むとい  
うのは適当ではない、こう思うわけで、  
今、次官から意のある答弁を承わつた  
ので、そういう点はやはり明確にやつ  
ていただきたいと思います。  
それからもう一つは、これは衆議院  
でいろいろ審議の過程の中で話し合  
があつたそうですから、あまり触れま  
せんけれども、駐留軍労務者の中に、  
この種のたんのうな技術を有しておる  
人がたくさんおるそうです。それを國  
でとにかく三分の二の株をもつてやら  
せる國家的事業といつても差しつかえ  
ないような仕事であるから、失業対策  
といつては、これまた穩當を欠くかと  
されませんけれども、そういうところ  
にやはり何人かを採用するといふよ  
うな方法を講じてやつたらいいのだとい  
う話もあるわけなんですが、こういふよ  
うな点については、これは法案の条文に  
関係ありませんけれども、政府がやは  
りこの種の仕事をなさるという行政指  
導の面の中で考慮をいただけるかどうか  
か、いただけないかどうか、この点は

質問にならうかと思ひますけれども、いかがでしようか。

○政府委員(中川俊思君) 今阿部さんのお御心配の点につきましては、実はお話をのように、衆議院でも、委員会の席上、問題になつた点です。特に、駐留軍の労務者の失業の問題につきましては、政府としては非常な重大な関心を持っております。従つて、こういろいろ新しいものができまして、駐留軍に勤めておられた方で特に技術にたんのうで新しい人であるとか、技術にたんのうでなくとも、そういう方をできるだけ採用するという方針をとつておりますから、どうぞその点は御了承願いたいと思います。

○阿部竹松君 そうすると、やはりいかに駐留軍がアメリカに帰つて、仕事がなくなつたといえども、技術を全然身につけていない人をやつてくれといふのは、この種の仕事が仕事ですかね、無理だと思つわけですが、しかしやはりそういう適當な人がおれば、これは採用していただけるということを次官お約束できますね。

○政府委員(中川俊思君) そういうふうに進めます。

○阿部竹松君 それでは最後に一点尋ねいたしますが、話は一番最初の評議會と似通つてきますが、去年これを論議するときは、アメリカの航空事業の状態をあまり僕ら明確につかんでおらなかったわけです。それで政府当局の三行機は作りませんぞということで、初申し上げました通り、そういうよ

な状態でなくならなければなりません。情勢が變ってきたわけですよ。ですから、情勢が變ってきたといつて、今急にやめられるわけにいかぬでしょうけれども、そういう点についての対策は全然ないのですか、最後にお伺いいたします。

○政府委員(小出栄一君) ちょっとお御質問の意味がはつきりしなかったのであります。ですが、情勢が變ってきたといつて、御指摘の点は、今の現在の航空機工業の生産と申しますか、事業の大勢が變ってきたと、こういう意味でございましょうか、技術の面でございましょうか。

○阿部竹松君 そういう面でなくして、去年この法案を審議したときは、小出さんおらぬかつたからおそらくわざりにならぬと思うのですが、課臣さんがおられたので。こういふ話なくして、たとえば日本で中型の旅客機を作つても、アメリカとかイギリスとかフランスにとても太刀打ちできぬのではないか。従つてこれはどうも日本だけでは使うといふなら、とにかくドルを使つてしまつたところだらう方針だが、しかしそれはアメリカではやりません。端的に言へば、とにかく東南アジアとかあるいはアフリカにまで輸出しなければならぬと、だといふことなんですよ。そぞするとう方針だが、しかしそれはアメリカがその後アメリカで大いに売り出すのですから、局長にお詫ねしておるわけですかなかかないつこないわけですね。それについてはどうお考へになる、ということを、やはり心配なものであります。これはアメリカと日本と競争して、これはさつづばらんに申し上げれば、去年ここでお話しになった通り、阿部議員の聞いておるのは、全然そ

は心配のある點でなくてそれほど心配  
でしょうといふことでもないところで  
よ。しかし僕は本を読んだのです。  
ら、現地に行って見たのじやないの  
すから明確にそれはどうだといふ  
に断定して申してはおりません。と  
かくその点はアメリカの航空機政策  
が變ってきた。大型は大型で全部ジエ  
トになってしまふ、小型はこれは國  
用に使う、あるいは未開発の地域に  
り渡すのだというふうに、航空機政  
が變ってきたというふうに私はある  
で読んだものですから、そこで心配  
ので、そういうときはどうしますか  
いうことをお伺いしておる。

九百七十八機ぐらいの予想になつております。大体飛行機の種類としましては、DC-3、DC-4、C-46、それからコンベアというようなものが中心でございます。それらがこの数年来に大体その生命が終りまして、当然代替しなければならぬ時期がくるわけであります。そういうようなことをまず想定いたしまして、そういたしまして、世界的に航空輸送の伸びが飛躍的でござりますので、今後十年間におそらく毎年一〇%ないし一八%くらい航空輸送が伸びるであろう、こういうふうに考えまして、しかし、この大陸間あるいは太平洋等を越えていきますものは、これは大体ジェット機が中心でございます。従つてわれわれの考えておりますする、いわゆる近距離の国際線と申しまするか、国内線、いわゆるローカル線的な中型の輸送機、これの伸びはむしろ低い方の一〇%くらい、こういうふうに需要を抑えまして、その需要に対しYS-11型がこれについてどのくらい代替し得るか、そういうことも固く見積りますると、世界全体におきまして、特に世界全体の中で、日本の輸出適地であると思われます、東南アジア、中近東、中南米だけを考えましても、大体千百機ないし千二百機になる、それをさらに手頃く見積りまして想定をいたしたのであります。もちろん現在各国ではすでに開発されて量産に移行中のものもございますので、そりいつたようなものが、この国際競争の中に加わってくるといふことも計算に入れまして算定をいたしましたわけでございます。従いまして阿部先生の御指摘の通り、新しい、その後のと申しまするか、最近の国際情勢も

○理事（島清君） 次に、プラント類輪出促進臨時措置法案を議題といたします。質疑はこの程度とします。

○全部織り込んで需要の想定をいたしてみたわけでもあります。

○小幡治和君 いろいろ御説明を承  
わった場合に、プラント輸出が思うよ  
うに伸長しないといふふうなお話もあ  
りましたが、一体その理由はどういう  
理由なのか、まずそれを伺いたいと思  
います。

り、プラント輸出は非常に日本の将来の貿易構造から見ましても、一番伸びます。が、実績は、まだ諸外国に比べまして、非常に伸びが悪いわけであります。その原因はいろいろございましょうけれども、非常に決定的な原因といつしましては、日本のプラント輸出といふのは、非常に大きくな、全体としての工場を総合的に建設するといふような場合が多いわけでございますので、これに必要な調査、設計あるいは建設の技術の面におきまするいわゆるコンサルティングと申しますか、技術面におきまして、諸外国のまだ日本の技術に対する信頼度が低いという現状でございます。従いまして外国から輸出の引き合いがございます場合におきましても、その技術面等におきまして、いろいろな保証を要求されるわけであります。その要求された保証を、全部各輸出業者なりあるいはメーカーなりが自分のリスクでこれを負担するというだけの自信もございませんし、かりに

そのリスクを負うといたしますれば、輸出価格にその分だけつけ加えまして、高い入札価格で引き受けなければならぬというようなことから、どうしても国際競争上不利になつておるといふことが、プラント輸出が伸びない非常に大きな原因ではないかと、かようて考えております。

○小幡治和君 結局技術に対する不信  
ということになると思ひのですが、これはあれですか、諸外国もいろいろ競  
争してやつておるわけなんですねけれども、何か根本的に日本の技術といふもの  
のはだめなんだという考え方なのか、それとも今までいろいろやってみて、そ  
うして日本のやり方といふものは、たとえば今言つたコンサルティングなんか  
かの点において、どうも努力が足りないといった意味において、技術に対する  
不信心といふものが生じたのか、外國はそこを非常に上手にコンサルティ  
ングもやっておつたので、信用をますます得て、日本がそれを失敗したから  
不信になつたのか、その点はどういうことですか。

りまして、これによつてその土地における日本の技術の信頼度が自然に高まつていく、従つて今後はだんだんそれが打開されるかと思ひますけれども、何と申しましても、過去においての歴史と申しますか、経験がまだ浅いわけでございまして、これに反しまして、アメリカ等におきましては、専門のコンサルタントといふものが前から長年にわたつて経験を積み、しかも相当巨大な資本と信用力を持つてやつておりまするし、またヨーロッパにおきましては、メーカー自身が同時にコンサルティングを前からやつておりまして、これが自分の手においてやるといふような、やはり何と申しますか、過去の実績の違ひが相当ものをいうというふうに考えます。従つて、日本といたしましては、実績を重ねるに伴いまして、どんどん努力はいたしておりますけれども、やはり何と申しましても、コンサルタントが強力なものがないといふ点がやっぱり一番大きな障害になつておるのではないか、かように思ひます。

ルティングの態勢が整備されておるといふ違ひだと思います。  
○小幡治和君 この法律は、ガット等の国際義務に違反するといふようないふことはありませんか。  
○政府委員(小出榮一君) 今お話をございましたとよろしく、こういった特殊なリスク補償というようなことでやつておりまする例が諸外国にはないわけですがございまするので、特に、政府がこういった態勢をとるといふことについては、当然そういういた国際的なと申しますのと申しまして、あすか、対外的な関係におきまして、あるいは問題になるおそれはないかといふことも当然考えられまして、私どもその点は十分検討いたしましたのでござります。しかしながら、ただいま御提案申し上げておりまする補償制度の実体といふものは、政府が補償料を徴収いたしまして、そりとして、プラント類の輸出者の総合補償的な性格を持つたものでございます。従いまして、これが輸出に対しまして補助金的な格好で援助をするという性質のものではございませんので、従つてガットの協定の第十六条の補助金というふうな規定に違反するものではない、かように理解いたしております。

いろいろな措置を実ははつて参つたわけ  
でございまして、その中にただいま御  
指摘になりましたような輸出保険制度  
というものもござります。しかしながら  
、こういった何と申しますか、コン  
サルティングの態勢、コンサルティング  
の欠陥によりまして起りまするいろ  
んな補償問題について、これをカバー  
してやるというとのためには、そ  
ういった既存の制度では運用ができない  
わけでござります。従つてやはり別途  
に、ここにこういった実態は、政府が  
補償料を取りまして各業者間の相互保  
険的な性格を持つておりますけれど  
も、しかし実態は、最後において政府  
が保証をカバーしてやる、こういふ態  
勢のものがどうしてもございません  
と、各企業いたしましては安心して  
積極的に引き合いで応じていくとい  
う意欲が出ないのではないかと、かよ  
うに考えて、別途にこういう制度を立  
案してみた、こういうことでございま  
す。

償金をいたしましては百万円実は計上してございます。それからこのコンサルティングの損失補償業務を実際に委託いたしまする指定機関というものを定いたしておりますが、これに対しても政府の業務を委託するわけであります。従いまして、その委託に必要な経費をやはり政府から補助するということで、これもさわめてわずかでござりまするが、一応百万円を予定しております。そこで補償金の百万円といふのは非常に少いようでござりまするけれども、これは初年度でござりますので、実際に補償金の支払いの事故が発生しますのはおそらく二年以上先のこととでござりまするので、まあいわば見せ金と言つては非常に適当ではございませんが、その程度のものを一応計上した。それから一方予算総則におきまして政府が昭和三十四年度において補償契約を締結し得る限度といふのを予算総則に書いてござります。これは六十億円掲げてありますて、これは大体三十四年度におけるこういったプラント輸出が大体四百億くらいある大らう。これは経済企画庁の五ヵ年計画に合せまして一応四百億円というものを前提とし、それに見合ふる補償契約の限度を六十億円と、こういうふうに予算総則に計上したような次第であります。

○政府委員(小出栄一君) その点につきましては、三十四年度においては一応百万円といふごくノミナルな金額を計上しております。これは先ほど申しましたように、実際には支払、という事態は起らないつもりでございます。申しますのは、この制度の運用に入りますのは三十四年度からでございますが、三十四年度においては、まず政府との間にプラント輸出をいたしましたものが補償契約を締結したいということを申し込んで参りましたして、審査の結果補償契約を締結いたしました場合におきましても、それによって現実に外国に輸出をいたしましてプラントを建設して、その建設して工場を運転するまでには当然一年なり二年、通常二年以上かかるわけでございます。そろして二年先において運転をしてみた結果、保証条項と違った結果が出た。そこで違約金を払わなければならぬといふ事態が起りましたて、初めてここに違約金に対する補償金の支払いの問題が出てくるわけでございます。従って三十四年度中には予算上は全然問題はない、かのように考えております。それでは三十五年度以降においてはどうなるかといふことにつきましては、三十四年度におけるこの制度の運用の経験を見まして、年度ごとにだんだん経験を重ねるに従いまして、その経験に合せまして、毎年その翌年度以降の予算措置をやって参りたい。その場合に十分カバーできるだけの予算を計上するよう努め参りたいと、かよるに考えております。

○小幡治和君 補償料率の問題なんですが、これはどれくらいの見当を立てておるのですか。要するにこれが高きに失する場合に、輸出者に対する本法の実益を減殺するようなおそれがあると思うのですが、今政府としてこれはどれくらいに見積つておるのか、また見積つたそういうものと/orは将来も不変のものなのかどうか、その点を一つ。

○政府委員(小出第一君) この場合の補償料率はお指摘の通り、これは政令で書くことになつておりまして、その政令においては、これは毎年度大蔵省と相談をしてきていたいと思つておりますが、御指摘の通り、この補償料のきめ方といふのは非常にむずかしいわけでございまして、率直に申しまして、初年度におきましては実際にこの事故率がどのくらい発生するか、十件の契約があります場合には、何件この事故が発生するという、事故の発生率の見方が非常に実は議論のあつたところでございます。これがお話しの通り、あまり高い補償料を取りますると制度としての意味をなしませんし、そらかと申しまして、あまり低いところにきめまするといふと、財政上も非常な破綻を来たすおそれもございまします。従いましてその辺はいろいろ考え方がございましたけれども、一応初年度といたしましては、政令においては大体補償金額の一〇〇%程度、従つて輸出契約の最高限度金額に対しましては大体一・四%の補償料の料率、かよろしく固定したものとする考えはございません。しかしお話しの通り、これは

○小幡治和君 通産大臣が一定の事項について大蔵大臣に協議するというふうなことになつておりますけれども、どんなことを協議するのか、それをはつきり明確にきめられておるのですか、どれとどれということを。

○政府委員(小出榮一君) 通産大臣が大蔵大臣に協議すべき事項ということにつきましては、具体的には大体この各条文の中で政令をもつて定めなければならぬ事項がたくさんございまして、たとえば先ほど申し上げました補償料率を決定する問題でありますとか、あるいは補償金額の限度をどうするかといふような問題とかあるいは補償額に関する規定でありますとか、そういう政令に委任しております事項、これにつきましてはすべて大蔵大臣と協議をする、大体その程度のことと内定しております。

○小幡治和君 これはそろそろすると結局政令できある、そのときに料率なり何なりといふものを毎年きめていくといふことで、現実にいろいろ仕事、業務をやる場合には、そのつど大蔵大臣と協議しなくちゃならぬということではないのですか。ただ原則、――そういう料率なり限度なりそういうものを一年の最初に予算に盛るということもあるので、それをきめるためにのみ協議をするということです、あとのいろいろな業務執行のときには、一々大蔵大臣と協議するというふうなことはないわけですね。

○政府委員(小出栄一君) お話を通りでございまして、基本的な何と申しますか、方針に關係するような問題等につきまして、あらかじめ協議をして方針を定めまして、あとの具体的な個々の業務につきましては、これは大蔵大臣と一々相談するわけではございません。ただ大蔵省專管事項等につきましては、輸出を伴いますので、これにつきましては、大蔵大臣に協議をしてやるということになろうと思ひますが、政令事項等につきましては、一切政令の段階において協議をいたしまして決定いたしました以後においては、一々相談をする必要はない、かようなことでございます。

○政府委員(小出榮一君)　この補償監査業務は、当然これは政府の責任において、政府の行います業務でござりまするが、その業務の内容が、何分にも非ざりまするが、常に技術的なものでありまする関係をございまして、第十六条において、民法上の公益法人の中で適當な、適切な組織と能力を有するものに業務を委託する、いわゆる指定機関という形で、その機関を指定することになつておりますが、その指定機関といいたしましては、先ほど申しましたように社団法人日本プラント協会を予定いたしております。このプラント協会はその定款によつて、おいても明らかなるように、一定の資格があればまあだれでもこれに加入できます。この会員もだんだんふえまして十九社でございます。しかしやはりそこにはメンバーというものがあるわけでありますので、これにこういった広範な政府指定の業務を委託するのはどうかといふ点につきましては、確かに御心配な点はごともともございまして、衆議院の審議におきましても、その点が問題になりまして、プラント協会以外の各コンサルタントの方も参考人として御意見を伺つたのであります。いずれもプラント協会に委託するといふことにつきましては異存がないわけございません。しかしただこのプラント協会が、こういった法的な業務を運営するのに、ほんとうに適切な組織と能力を備える必要があるわけでござりますのうで、そのまま法律上の面におきましては、この十七条以下に法律上この委託

て公正な運営を監督するということがある。一つと、それから実際にこの協会の内部におきまして、この指定業務を運営するためには必要な組織、その組織はどういう形にいたしまするか、本来の協会の業務と切り離しまして、別個の何らかの特別な組織を協会内部に設けます。そして、そちらで隨時政府と連絡をしておりながら、公正に運営をいたして参りたい、かように考えております。

○小幡治和君 今このプラント協会、十九と言いましたがね、このプラント協会には、まだ今度のこれを、プラント協会にまかせるという面において、十九以外のものと群小のプラント業者が、それとも、それは大体十九社が入っておつてのこのプラント協会でやつて、あとはみんなそこで公正にやるから、それでいいんだというので、群小のプラント業者といふものは全部それを納得しておるのかどうか、そういう点に対してもういう状況になつておりますか。

○政府委員(小出栄一君) プラント協会がこの業務を運営するに当たりまして、プラント協会以外のコンサルタント、これはたくさんあるわけございまして、それとの関係をどうするかといふことにつきましては、一応プラント協会の内部において、特別な別個のプラント協会本来の業務と切り離されました特別な組織を設けまして、その組織にそれぞれの既存の他のコンサルタントの人も参画して一緒に運営の相談に応じる、こういう形をとりたいと思います。さらに進みまして、プラント協会に対する団体加入といふよしな

道も開くことができるわけでございませんで、ただそういうふうに団体加入いたしませんでも、特別な別個の組織、指定業務を扱いますものにつきまして、運営面において適切に参画するという方法をとっていきたいと思いまます。なお他のコンサルタントの業者の方も全部その趣旨については御賛同を得ておりますし、その間において具体的に摩擦なり運営の不適正が起ることはないなど、かように確信いたしております。

○小幡治和君 このプラントの額の制限といふのはあるんですか、金額の制限といふのは。

○政府委員(小出榮一君) この制度の適用を受けるするプラント類の輸出につきましての金額の制限といふのは、特に制限はございません。

○阿部竹松君 法案の中身をお尋ねする前に、これは中川政務次官にお尋ねしますが、いろいろ法規があるて、これは建設省にかかると思う法案がほかの省へきたりして、いろいろ疑問に思う点があるんですが、それは別として、これは拡大解釈になるかわかりませんけれども、中身を見ると、輸出保険と非常に似ているんですね、そりすると、これは通商局のとにかく管轄でないかといふような気がするんですけど、今小幡委員の質問には担当であるでしょうから当然かもしれませんけれども、重工業局長が答弁されているんですね。これは通産省のどうも仕事の分野というのを機械ばかりやるかと思つたら、競輪をやってみたり何かして、まことに復讐

道設備とか、そういう大きな機械が行くのであるから、そんなどおっしゃるけれども、横浜なり神戸の港から積めば、重工業局長は、そこまで責任がないわけでしょう。しかも向うさんとのやりとりの問題ですから、通商局の松尾さんは、管轄だと思うのですよ。  
たとえば肥料でも、今日もお話をありました、が、肥料を作るときは通産省だ、使うときは農林省だといふように、きわめて明快になつてゐるわけですね。従つて、とにかく外国へ行って、一切がつさる終るまで責任を負うとかといふ問題が生じた場合の責任ですから、通商局長、——船に積むまでは、重工業局長かもしれませんけれども。

ント輸出をした暁には、いろいろな事後の照会等があろうと思うのですが、輸出技術の点については通商で、それほどまかねるだらうと思いますが、機械類等に対する回答、その他照会等に対する返事等は、やはり重工でなければできないのじやないかと思うのです。そういう点から重工へ入れたのだろうと思います。

○部竹松君 最前の小幡委員の質問にも関連するわけですが、とにかくコンサルティングのミスを生じた場合、これはさいぜん、話をされておる中にございましたが、コンサルティングがミスを生じた場合、一体そのミスが、コンサルティングのミスであるかどうかということを、どこで判断されるのかといふことなんです。ここで判断するのかといふことと、それが、そこのコンサルティングのミスであったかどうかといふことは、明確にわかるかどうかがいうことなんですが、当局は、どういうように、こういうところでミスがあったといったのを明確に判断して、これは、ことがいけなかつたということが、どこでわかるのですか。

○政府委員(小出第一君) この制度の対象になつて、実際に補償問題が起りますのは、お話を通り、コンサルティングの欠陥からきた損失だけに限定される。それ以外の原因から来た損害は、もちろんこの補償の限りではないわけであります。

そこで、そのコンサルティングの欠陥であるかどうかと、つづきましては、これは具体的に、それぞれの場合につきまして、お話を通り、非常にむずかしい問題が起らうかと思ふます。しかしながら、そのために、この

指定機関に対しまして業務を委託いたしました場合におきまして、その指定機関の内部に、それぞれの技術面における専門家を集めまして、まず補償契約を締結するかしないかということについても審査をいたしましたが、あとで具体的に事故が発生いたしました場合に、それが果してどういう原因によつてできておるか、出て来た損失でありますかなどということについては、具体的にそれぞれの専門技術屋等が検討する場合があります。初めに補償契約をいたしまする場合に、輸出契約の相手手である相手国との間におきまして、一定の保証条項が契約面において取り決められるわけであります。その保証条項の中に、たとえば生産されますが、運転に入りました場合における生産能力はどの程度にするとか、あるいは性能なり、品質なりといふような点について、それぞれ具体的な保証条項に取りきめられておるわけであります。

○阿部竹松君 私のお尋ねしたかったのは、厳密に、慎重に、一体どこでどういうふうな方法でやるかという具体的なことを聞きたかったわけです。

局長の御答弁は、第十六条以下にあらわす業務を特定機関にお任せして、特定機関といふのは、実際、日本プラント協会に相なるかもしませんけれども、特定機関にとにかく業務の一部を委託して、コンサルティングの欠陥によるものであるかどうかということの認定の仕事をやらせる、こう言いますかね。それを政府が行政指導をやるときには、具体的に、その行政指導をどういうふうな方法でやるかといふ点になると、もし、かりにですよ。特定期間、プラント協会で引き受けた仕事が、資料が間違つておつたりして問題が起きた場合には、これは一切あげて日本政府の責任になるわけですか。

○政府委員(小出榮一君) この補償契約の締結に関します業務は、特定機関に委託をするわけでござりまするけれども、これは業務の委託でございまして、業務の委任ではありません。従つて、最終的には、あくまでもこれは政府の責任と、こうしたことになります。

従いまして、政府としましては、手託をいたしました指定機関の業務の運営につきましては、常時、十分監督しながら運営をしていく、従つて、何かそこに、非常に不適正なことが起きました場合におきましては、その指定機関に対する監督上の責任ということは、これは当然政府の責任、こうしたことにならうと思います。

○阿部竹松君 そうすると、日本プラント協会といふのは、私より、局長が

御承知の通り、大メーカーの出店ですね。大メーカーの出店に、輸出する機械類の最終判断をまかせるというのは、これはさきわめて危険であると同時に、すべて損害補償、これは今言つた、とにかくコンサルティングの欠陥によるものとして認定して、政府補償を認めるということになつたら、これは重大な問題になるような気がするのですがね。こういう点の懸念はございませんか。

○政府委員(小出榮一君) プラント協会、協会自体のメンバーは、日本の代表的な機械工業あるいは建設関係のメーカーを網羅しておるわけござります。その限りにおきましては、大企業が大部分でございますけれども、しかし、先ほど申しましたように、プラント協会が委託されましたこの政府の業務を運営するにつきましては、別個の組織を設けまして、それに対しても十分な監督をしながらやっていく、こういうことでございますから、しかも、個々の一件ごとの補償契約、これはプラント輸出といふのは、非常に膨大なものになるわけでございますので、これに対しては、非常に高度の技術面の検討が必要になつて参りますので、その点につきましては、十分、一方に片寄らない適切な運営について監督をしながらやつていけば、十分その辺の目的は、公正に運営できるのではないか、かのように考えております。

○阿部竹松君 それは局長が、いかに大企業、大メーカーと力説されても、やはり単なる一常利会社に過ぎません

日本プラント協会に委託しない、判断をまかせない、政府のいう特定機関と心配がある、懸念があるわけですが、非常にいうことは、プラント協会でない、別の機関を設けるということですね。今のお話によると、そういうものは、○政府委員(小出栄一君) 政府が指定をいたします機関は、これは民法上の公益法人である、それは何を予定しておるかと言いますと、財団法人日本プラント協会でございます。

従つてプラント協会が、指定機関になるわけでございますが、私が申し上げました特別の組織と申しますのは、プラント協会の通常の業務、プラント協会の本来の業務と切り離したその組織は、委員会組織にいたしますか、あるいは補償業務部というような部を作りますか、要するに通常の業務と切り離しました組織をプラント協会の中に作るわけであります。しかし、プラント協会の中に作るわけでございますけれども、そこには、プラント協会以外のコンサルタント、これは大企業を代表する方もおられるわけであります。そういう方々の代表も参画いたしまして、それから役所も、隨時これと連絡を取りながら運営をしていく、こうしたことでございます。プラント協会以 外に別途の機関を作るという意味ではございません。業務の運営につきまして、プラント協会の今の組織をそのまま使うというわけにはいかないわけでございます。プラント協会の本来の業務と切り離された特別の組織をプラント協会の中に作る、こういう意味であります。

○藤吉松春　そこが問題なんですね。ですからプラント協会と称するものが、いかにとにかく強弁をたくましくしてわれわれを押しまくる小出局長といえども、大メーカーの出店であるところは否認できないでしょう。ですから、それと全然別個の十六条以下にいう機関があるならばけつこうですが、お話を承わって、理解力が足りないかもしれません。それで、その調子でいくと、出店の中にまた出店を作るようなものであるから、結論は同じではないかと、いうことを僕は懸念しておるわけだけです。そしてそれが勝手に診断して、最終的には、これはとにかく政府の責任であるというようなことで、全部をしりを政府に持つてこられては困るということになりますせぬかという懸念がある。

（政府）（小出第一）この有償契約の業務は、本来政府の業務であり、非常に公正にやらなくちゃならぬといふ点は当然でござりまするので、本来ならば、今阿部先生がおっしゃいましたように、このプラント輸出が促進されるとでございますので、強力なコンサルタントを育成するという趣旨から申しましても、またこういった特定の業務を運営するという面から申しましても、本来ならば、別個の特殊法人みたいなものを設立した方が理想的であるという点は、実は、私どもも全くそういう考え方を持っております。実は、この法律を作ります場合におきまして、最初は、そういう考え方で特殊法人を作らうということで、実はスタートしたわけでございます。しかしこれには、結局特殊法人と申しますれば、やはりこれに必要な政府出資という形も当然必要になってくるわけであります。ただ組織だけを作るという形では、不適当でございますので、その裏づけとしての予算措置をしなければならぬ、この点につきまして予算面において、非常に結局離航いたしました結果、とりえずこういった既存の機関の中で、一番高い技術なり能力を持つておる組織を活用せざるを得ない、こういう結論に立つて、こういう指定機関といふ形にいたしたわけでござります。

そこで、その場合におきまして、そなへてやられるとしなのが一番適切でござりまするけれども、しかしそこまで至りませんでしたので、こういう形であります。で発足することにいたしたわけであります。

ではどういふものに委託したらいいかと、ということになりますと、このプラント輸出といふのは、先ほど来繰り返して申し上げておりますように、非常に専門技術を要するものであり、しかも非常に関連する分野が多いわけでござりまするので、それからもう一つは、海外に相当の手足を持つておるということが必要でございます。それには、現在のところ率直に申しまして、プラント協会以外に、そういう条件を備えたものはないわけであります。プラント協会とは、日本の代表的な最高水準の技術者が持つた各メーカーが、その中に入っております。それらの技術陣を動員で動かす。それから海外におきまして、七ヵ所の事務所をプラント協会自身が持つております。そうしてそのプラント協会の中心になって運営しております。する人は、理事長、事務局長その他は全部会社の方でなくして第三者によって構成されております。従つて、やはり特定の業務の利益代表というような形ではございませんので、この機関に委託するのだが、一番適切である。しかし委託するにつけましては、やはり特定の業務でございまするので、それに必要な限度において、ある程度の組織がえは必要であります。あるいは、こういう趣旨でございます。

は、政府の責任をやるべきだ。しかし方針をその中で承わったので、私も実は、当然そこまでやらなければ、これは仏作って魂入れずになるような気がするので、そこを主張したかったわけですが、局長が、そこまでお考えになつておるのであれば、一刻も早く、今年は別として、一刻も早く、しなければならない、やはりありますね、そこまで、政府は引き受けてやるというわけで、大いに育成することにならなければだめだと思うわけですね。

従つて、そういう点も質問したかったわけですが、政府の今の御答弁で了解しましたが、そこで、こういうことは、とにかく半分いいけれども、半分悪いということになると、これは輸出業者とかメーカーが、どうも責任感が薄くなつたりして、おぶさるよくなことを考へやせぬか、まあ人のことを疑つて仕事をやれば切りがございませんから、そういうことは杞憂かもしれないけれども、この法文を、ずっと流れているものは、そういうよくなことになるような気がするわけですが、ね、責任観念の、メーカーあるいは輸出業者諸君の受け取り方、感じ方、こういう点については、御心配はございませんか。

○政府委員(小出榮一君) 政府は、ある程度の補償をするわけございますので、その点におきまして、その面に關しましては、業者としてのある程度、気分的に楽になる、むしろその点をねらいまして、積極的にプラント輸出の引き合いに応じ得るような態勢を作





と、この規定がございますので、会社の方で、小さい鉱区を買い取つたり処置したりいたします場合に、一つ一つ審議会の議を経なければならぬということ、非常に迅速を欠きますような不便な点もございます。これは一、この審議会にかけなければ適正を期し得ないといふようなものではなしに、通常、処分が適当にできるようない場合でも、この規定が働きまして、審議会にかけなければならぬと、こういう不都合がございまして、ない方が、会社にとりましても、私どもの方にとりまして、都合がいい、この規定そのものについてみましても、当時の立法の趣旨からみまして、役目はすでに終了しておるのではなかろうかと、こういふことござります。

○島清君 そういうたしませんと、今の御説明から演繹して結論を得ますといふと、帝石から譲り受けをするといふことを前提にして設けられたものであるが、帝石からのものは、すでに譲り受けたおるのは、むしろ会社の業務が完了したので、自後、譲り受けといふことが想像されることは、帝石以外の鉱区等を譲り受けるといふことは、可能であるが、しかしながら、この審議会が帝石から譲り受けたお考へがあることによつて、むしろ会社の業務が繁雑になる、そのことは、むしろわざらわしいことであるから、この際廃止したいこりうふうなお考へがあるといふことで理解をしてよろしいわけござりますね。

○政府委員(福井政男君) 仰せの通りでござります。

○島清君 その一点は、まあ了解しましたが、債務の保証のことについてお出しいただきました資料によりますと

いうと、借り入れ先の方は、開発銀行といふことになつておりますとして、他の銀行からの借り入れといふものが、資料の中には見えていないようございませんが、その通りでござりますか。

○政府委員(福井政男君) 開銀以外には、私はなかつたと存じます。これは銀行から借り入れをしまして、それが、他の方法を講じて、いささかも業務に不自由をさせることはないということを言明をされて、安心をしたまつたわけでございますが、予定も、担保の問題が、現実問題として出来まして、会社の折衝では、非常に難航した経験を経ているわけでござります。

○島清君 もうこれは、あれですか、お出しいだいておりまする資料には、三十四年度に発生する借入金及びこれら返済割の金利計算といつて、三十三年度には他の市中銀行といいましょうか、開銀以外の貸借等は、資料には表われておりませんが、三十三年度までの開銀以外からの借入金はないといふことなんどござりますか。

○政府委員(福井政男君) 三十三年度開銀以外の金融機関からの借り入れは、今のところまだ検討はつけておりません。

○島清君 先般、私は、石油資源開発株式会社の所要資金として、政府がおきめをいただいた額としては、少し少額に過ぎるのではないか、これを設立をされましたときには、時の大蔵大臣でありました石橋さんは、この種会社の資金に過ぎるのではないか、これを設立をされたときには、その関係になりますのは、油田がみづかりまして、それが今度採油段階になりました場合の開発資金の手当をいたすわけがありますが、その資金手当に、政府の債務保証といふ問題が生じてくるわけでございまして、予算とはちよつと申し上げましたように、探鉱段階の資金をお願いいたしておるわけでございまして、過去七、八十億の金を申し上げますと、予算の方は、先ほどおつしやいますのは、国の予算といふおつしやいますのが、その予算といふ順序よく参るわけであります。が、今回の場合は、中途におきまして、債務保証の予算総則の規定が入るという、こうしたことになるわけで、ずつと順序よく参るわけであります。が、今この場合に、中途におきまして、債務保証の予算総則の規定が入るわけでございまして、当然同時に予算総則に、その限度額といふものが入るべきではないか、こういふような疑問が起るわけでございますが、実は、この点につきましては、石油資源開発株式会社で、現在探鉱いたしまして、田が敷力所、すでに結果として出てい

上げまして、それでは足りないのではないかといふことを申し上げたのでは、探鉱段階の金につきましては、開銀から借り入れといふものが、資本出資が二十億でござりますが、予定料の中には見えていないようございませんが、その通りでござりますか。

○政府委員(福井政男君) まあ政府の出資の足りない部分を、少しでも補つていただきたい、こういうことでせつからく現在、各方面に会社幹部は飛び回っておりますし、私どもも、手伝いを申し上げておるわけでござりますが、こういふことで、現在のところ、会社の方で検討いたしておりますのが、二十九億前後のものを見当にし、実行予算をいろいろ検討いたしておるわけでござります。この債務保証が、こういふことで、現在のところ、会社の方の関係になりますのは、油田がみづかりまして、それが今度採油段階になりました場合の開発資金の手当をいたすわけがありますが、その資金手当の意味なのか、会社の予算といふ意味なうなわけでございます。

○島清君 どうも、福井さんが予算とおつしやいますのは、國の予算といふおつしやいますのが、その予算といふ順序よく参るわけであります。が、今この種の法案が提出をされますときには、予算総則においても、債務保証の額といふものの限度が定められるのが常なんです。これは、まあ当り前でござります。

それで来年度の予算といったしましては、探鉱段階の金につきましては、開銀から借り入れといふものが、資本出資が二十億でござりますが、予定料の中には見えていないようございませんが、その通りでござりますか。

○政府委員(福井政男君) まあ政府の出資の足りない部分を、少しでも補つていただきたい、こういふことでせつからく現在、各方面に会社幹部は飛び回っておりますし、私どもも、手伝いを申し上げておるわけでござりますが、こういふことで、現在のところ、会社の方で検討いたしておりますのが、二十九億前後のものを見当にし、実行予算をいろいろ検討いたしておるわけでござります。この債務保証が、こういふことで、現在のところ、会社の方の関係になりますのは、油田がみづかりまして、それが今度採油段階になりました場合の開発資金の手当をいたすわけがありますが、その資金手当の意味なのか、会社の予算といふ意味なうなわけでござります。

○島清君 どうも、福井さんが予算とおつしやいますのは、國の予算といふおつしやいますのが、その予算といふ順序よく参るわけであります。が、今この種の法案が提出をされますときには、予算総則においても、債務保証の額といふものの限度が定められるのが常なんです。これは、まあ当り前でござります。

ざいまして、会社が乱脈をきわめて、幾らでも國が保証しなければならぬといふようなことは、とうてい、やっぱりわれわれは、法律において無制限に保証することを認めるわけにはいかないと思うのです。同時に、限度額といふものが提案されるというのが、今までの通例なんですね。現在予算委員会で審査中なんですね。三十四年度の予算是、ところがこの三十四年度予算には、石油資源開発会社に対する債務保証といふものが、寡聞にいたしまして、私は発見することができない、法律だけが、単独に提案されておるようですが、その理由について、ちょっと御説明を願えませんかね。

○政府委員(福井政男君) ごもつとも御質問でございまして、普通の場合でござりますと、会社を作りますときに、こういふ債務保証の規定が一般の会社法の場合にはありますので、最初に、そういう債務保証の規定が入りまして、あとで、むしろその事業計画に伴つて、債務保証の予算総則の規定が入るという、こういふことになるわけで、ずつと順序よく参るわけであります。が、今回の場合は、中途におきまして、会社法に、この規定をお願いいたしておるわけでございまして、当然同時に予算総則に、その限度額といふものが入るべきではないか、こういふような疑問が起るわけでございますが、実は、この点につきましては、石油資源開発株式会社で、現在探鉱いたしまして、田が敷力所、すでに結果として出てい

るわけであります。たとえば北海道の平取油田でござりますとか、あるいは茨戸・秋田県の申川、山形県の吹浦でありますとか、新潟県の見付、田麦山、こういうふうに各地に、この探鉱の成果が出ているわけでございまして、これの開発に手をつけるわけでございまして、すでに田麦山におきまして、御承知のように開発をいたしております。

この地盤の開発につきましては、まだ探鉱をしなければ、本格的な開発に手をつけ得ないというようなものも、中にはござります。それから田麦山のようすでに手をつけていっておられます。が、もう少し、これを本格的に大きくなるのには、地下の構造を開べなければならぬ、こういうような問題を持つてゐるところもあるようであります。まして、三十二年度に、開銀から田麦山の開発に一億七千万の融資を受けたわけでございますが、三十三年度分といたしまして、開銀の方に、私どもの方から五億ばかりの開発資金の申請をいたしております。これが、まだ今後が、今のところの見通しでは、三十四年度におきましては、この開銀の金で、大休間に合うのではなかろうか、こういうことで、万幸いにも非常に大きい油田で、開銀の融資分だけでお願いしなければならぬということになれば、そのときに処置をしよう。とおりあえず法律で、そういう規定をおいていただけば、それだけで非常な担保力になるのではないか、こういうことでお願いをいたしたわけであります。

○島清君 福井さんが、非常に善意に立たれて、これを起草され、そして御説明をされているということは、私はさういふものではないのですが、しかし、議論にわたることは省略いたしまずけれども、会社に保証額の限度を示さずして、それは、無制限に保証するという形が出て参りますといふことは、これは私は、やはり立法者として考へなければならぬことだと思うのですね。

それから、今のは三浦社長以下、それぞれの会社の首脳部の諸君も、非常にりっぱな方でありますから、創案をされたあなたの善意に基いて、善意なる運営をされていると、こう思いますが、まするけれども、しかしながら、いつ何どき経営者の方が変わらないとも限りませんからね、変つた場合には、さあ國家の保証は、無制限である。限度がない。そうして、その会社の運営に当る最高首脳部の方に、どうやらやはり全面的に信頼できる人がいないといふことをなると、これはやはり、私はゆゆしきことを惹起しかねないと、いふこともやはり想像できると思うのですね。

ですから、少しつたよな想像で、きることに對して、やつぱり、そうでないといふ処置が当然なされなきならないと思うのですが、何か、そういうことを別途考えられることがあるのをごぞいますか。

○政府委員(福井政男君) 私の説明が、少し不十分でございまして、申しわけないんでござりますが、この保証に限度を置かないといふ意味ではございませんで、ともかくこの法律で、こういった保証し得る根拠を一日も早く

で、今回法律案をお願いいたしております。わざでございまして、現実にこの規定が働きます場合には、予算総則に限度額といふものを明示しなければならない、かような考え方相なつております。

○島清君 この種、政府の出資によりまする会社ですね、こういったような国策会社といいますか、半民半官会社といいますか、この種会社が、石油資源開発株式会社だけではなくて、他にもあるわけなんですね。その他の会社に対しては、こういったような政府の債務保証ですね。それがなされてゐるんですか。そういうような区別はどうなつておるんでござりますかな。

○政府委員(福井政男君) 電源開発株式会社では、たしか外債につきまして、政府が保証することができるという規定があつたと存じます。それから日本航空株式会社でござりますが、日航につきましては、これと同じような債務の保証規定が置かれておると存じます。

○島清君 それは、どういう形になつてゐるでござりますか。会社の定款の中に、やっぱり債務保証の限度額が示されているのですか。それとも、また国会の決議によつて、何かそういうような限度といふものが示されておるでござりますか。

○政府委員(福井政男君) これは、やはり法律に根柢規定がございまして、毎年予算総則に保証限度額といふものが置かれることになつておるはずです。

○島清君 先ほどの説明では、その限度額といふものが、どういう形で押さえられるかということが十分理解することができますが、その限度額を示すというのは、どういう形で示されるんですござりますかな。  
○政府委員(福井政男君) 必要になりましても、私どもの方で大蔵省と接衝いたしまして、いろいろな内容を検討いたしまして、額が出るわけござりますが、これが予算総則にのづけられる、こういう形になつて参ります。  
○島清君 そうすると、三十四年度でも、これは、その予算総則に示されないんですねが、三十四年度でも、それは、今福井さんが御答弁になつております処置は可能であるということなんですか、三十五年度から、そうされるということなんですか。  
○政府委員(福井政男君) 開発の実情が、ほんとうに必要になつて参りますれば、三十四年度でも、その処置をとることができる」となつております。  
○島清君 それから、今までお尋ねして参りましたし、借り入れ先は、開発銀行であるということが明かになつたのですが、ところが、福井さんが衆議院段階において、衆議院の委員の質問に對して、お答えになつているのを見見えますと、「今回の債務保証によりまして、資金の供給を確保しようといふうなことを意図しておりますのは、市中銀行の融資がなかなかつかないということで、債務保証の規定を置いていただくことにいたしておるわけでござります」

いまして開発銀行は政府機関でござりますので、おそらく開発銀行から借りますものにつきましては、債務保証の関係は必要でないであらうかよりうに解釈いたしております。」と言つておられる御答弁になつておるのです。開発銀行は、債務保証の必要がない、こういふところが、今までの当委員会におけるところの御答弁では、借り入れ先は、開発銀行であるといふような御明なんですね。開発銀行といたしましても、やっぱり開発銀行法というののがございまして、いろいろ制約を受けまして、それに融資をしておるわけなんですね。ですから、開発銀行法から見ますと、融資をいたしまする場合に、制約を受けておりますし、さらにはまた、石油資源開発株式会社の方が、開発銀行から融資を受けようとしているもののが、なかなか明確を欠いておりますので、担保力に欠けるところがあります。こうしたことなんですね。そこに証明するような地下資源の埋蔵量といふものが、まだ打ち出されて参ったと思うのですが、これは、まあ私たちが考えますと、どうもこれが必要ではないか、こういうものが必要ではないか、こういう気がするのですが、その点一つ、もっとと明確に御説明いただけませんかな。

れども、大蔵省その他と、いろいろ検討いたしましたところでは、開発銀行は、政府機関でございますので、そこから融資を受けるにつきましては、担保は要らない。債務の保証は要らない、こういうことに相なっております。

それから市中銀行から借ります場合に、この法律によります債務の保証といふことが働いてくるわけございませんが、ただ、先ほど申し上げましたように、本年度の現実的な問題といましましては、開銀から融資を受けることになれば、それで大体まかなえるのであります。ただ石油資源の開発の特殊性から見まして、さらにその資金では足りない、こういう事態が起るかもしれません。また、私ども希望といたしましては、そういう事態になることを祈つておるわけですが、そういう場合に、民間資金から借りなければなりませんが、その際に、この債務保証の規定が必要になってくる、こうしたことでも法律上一つでも債務保証を得る根拠を一つ作つておきたい、その際には、予算総則に債務の保証限度といふものを計上しなければならない、こういうことに相なっております。

○島清君 こういうことではないのですか、福井さん。開発銀行から、たとえ五億なら五億の融資を受けようとも、これが担保力に見合つて融資をする、ところが担保力がない場合には、開発銀行も融資はしないわけですね。ですから、むしろ市中銀行から融資を受けるといふ考え方よりも、開発銀行から融資を受ける場合でも、担保力がない場合でも、政

府の保証することによって、所要資金

が開発銀行から調達できるのだとい

う考へ方に基けば、結局、開発銀

行に対しても、政府の債務保証があ

れば、所要資金の調達が、そん難渋しな

いのだろう、こういうことが言い得る

のではないでござりますか。

○政府委員(福井政男君) 実体的に

味があると思います。

ただ、開銀から石油資源開発株

式会社が融資を受ける場合には、この

政府の保証といふ必要はない、こうい

う取扱いになるのでござります。

○島清君 どうも、やはりそういう金

融関係の知識に乏しいので、理解し

ねるかもしませんけれども、私

は、原則として政府予算の中で、その

出資額はまかなくべきである、こうい

う原則的な考え方を持つてゐるので

す。また発足当時から、そういう考

方に基いていると思うのです。

しかしながら、三十四年度は、その

会社の希望するような、三十五億でご

ざいましたですか、二十億しかめんど

うを見ることができなかつた、そこで

どうぞ、私どもの方は、むしろ市中

銀行に金を貸していただきたいと、こ

ういう立場から、債務保証の規定を

お出し申します。

○島清君 私は、どうも福井さんの御

説明じゃ納得しませんけれども、きよ

うは時間がありませんから、この程度

で質問を打ち切りますけれども、一

つ、頭のクリアーという意味で、午前

中にでも、また質問させていただきま

す。

○小幡治和君 この法律の第一条に

は、「石油資源開発株式会社は、石油

資源の開発を急速かつ計画的に行なうこ

とを目的とする株式会社」とされてお

りますが、この石油資源開発といふの

は、国内の石油資源をさすのか、それ

とも海外の石油開発をも含めているの

か、この点を一つ、明らかにされたい

と思います。

実は、海外の石油開発の問題につき

ましては、衆議院の委員会におきま

して、政府が所要資金をめんどうを見

うものが、はつきりつかめますればそ

れは、大蔵省その他と、いろいろ検

討いたしましたところでは、開発銀行

は、政府機関でございますので、そこ

から融資を受けるにつきましては、担

保は要らない。債務の保証は要らない、

こういうことに相なっております。

それから市中銀行から借ります場合

に、この法律によります債務の保証と

いうことが働いてくるわけございま

すが、ただ、先ほど申し上げましたよ

うに、本年度の現実的な問題といま

ましては、開銀から融資を受けること

になれば、それで大体まかなえるので

はなかろうか、こういうことでござい

ます。ただ石油資源の開発の特殊性か

ら見まして、さらにその資金では足り

ない、こういう事態が起るかもしれ

ぬ、また、私ども希望といたしまして

は、そういう事態になることを祈つて

おるわけですが、そういう場合に、民

間資金から借りなければなりませんが、その際に、この債務保証の規定が

必要になつてくる、こうしたことでも、

法律上いつでも債務保証を得る根拠

を一つ作つておきたい、その際には、

予算総則に債務の保証限度といふもの

を計上しなければならない、こういう

ことを相なつております。

○島清君 こういうことではないので

すが、その際に、この債務保証の規定が

必要になつてくる、こうしたことでも、

法律上いつでも債務保証を得る根拠

を一つ作つておきたい、その際には、

予算総則に債務の保証限度といふもの

を計上しなければならない、こういう

ことを相なつております。

○島清君 こういうことではないのですか、福井さん。開発銀行から、たとえ五億なら五億の融資を受けようとも、これが担保力に見合つて融資をする、ところが担保力がない場合には、開発銀行も融資はしないわけですね。ですから、むしろ市中銀行から融資を受けるといふ考え方よりも、開発銀行から融資を受ける場合でも、担保力がない場合でも、政

府の保証することによって、所要資金

が開発銀行から調達できるのだとい

う考へ方に基けば、結局、開発銀

行に対しても、政府の債務保証があ

れば、所要資金の調達が、そん難渋しな

いのだろう、こういうことが言い得る

ことではないのでござりますか。

○政府委員(福井政男君) 実体的に

味があると思います。

ただ、開銀から石油資源開発株

式会社が融資を受ける場合には、この

政府の保証といふ必要はない、こうい

う取扱いになるのでござります。

○島清君 どうも、やはりそういう金

融関係の知識に乏しいので、理解し

ねるかもしませんけれども、私

は、原則として政府予算の中で、その

出資額はまかなくべきである、こうい

う原則的な考え方を持つてゐるので

す。また発足当時から、そういう考

方に基いていると思うのです。

しかしながら、三十四年度は、その

会社の希望するような、三十五億でご

ざいましたですか、二十億しかめんど

うを見ることができなかつた、そこで

どうぞ、私どもの方は、むしろ市中

銀行に金を貸していただきたいと、こ

ういう立場から、債務保証の規定を

お出し申します。

○島清君 私は、どうも福井さんの御

説明じゃ納得しませんけれども、きよ

うは時間がありませんから、この程度

で質問を打ち切りますけれども、一

つ、頭のクリアーという意味で、午前

中にでも、また質問させていただきま

す。

○小幡治和君 この法律の第一条に

は、「石油資源開発株式会社は、石油

資源の開発を急速かつ計画的に行なうこ

とを目的とする株式会社」とされてお

りますが、この石油資源開発といふの

は、国内の石油資源をさすのか、それ

とも海外の石油開発をも含めているの

か、この点を一つ、明らかにされたい

と思います。

実は、海外の石油開発の問題につき

ましては、衆議院の委員会におきま

して、政府が所要資金をめんどうを見

うものが、はつきりつかめますればそ

れは、大蔵省その他と、いろいろ検

討いたしましたところでは、開発銀行

は、政府機関でございますので、そこ

から融資を受けるにつきましては、担

保は要らない。債務の保証は要らない、

こういうことに相なっております。

それから市中銀行から借ります場合

に、この法律によります債務の保証と

いうことが働いてくるわけございま

すが、ただ、先ほど申し上げましたよ

うに、本年度の現実的な問題といま

ましては、開銀から融資を受けること

になれば、それで大体まかなえるので

はなかろうか、こういうことでござい

ます。ただ石油資源の開発の特殊性か

ら見まして、さらにその資金では足り

ない、こういう事態が起るかもしれ

ぬ、また、私ども希望といたしまして

は、そういう事態になることを祈つて

おるわけですが、そういう場合に、民

間資金から借りなければなりませんが、その際に、この債務保証の規定が

必要になつてくる、こうしたことでも、

法律上いつでも債務保証を得る根拠

を一つ作つておきたい、その際には、

予算総則に債務の保証限度といふもの

を計上しなければならない、こういう

ことを相なつております。

○島清君 こういうことではないのですか、福井さん。開発銀行から、たとえ五億なら五億の融資を受けようとも、これが担保力に見合つて融資をする、ところが担保力がない場合には、開発銀行も融資はしないわけですね。ですから、むしろ市中銀行から融資を受けるといふ考え方よりも、開発銀行から融資を受ける場合でも、担保力がない場合でも、政

府の保証することによって、所要資金

が開発銀行から調達できるのだとい

う考へ方に基けば、結局、開発銀

行に対しても、政府の債務保証があ

れば、所要資金の調達が、そん難渋しな

いのだろう、こういうことが言い得る

ことではないのでござりますか。

○政府委員(福井政男君) 実体的に

味があると思います。

ただ、開銀から石油資源開発株

式会社が融資を受ける場合には、この

政府の保証といふ必要はない、こうい

う取扱いになるのでござります。

○島清君 どうも、やはりそういう金

融関係の知識に乏しいので、理解し

ねるかもしませんけれども、私

は、原則として政府予算の中で、その

出資額はまかなくべきである、こうい

う原則的な考え方を持つてゐるので

す。また発足当時から、そういう考  
方に基いていると思うのです。  
しかししながら、三十四年度は、その  
会社の希望するような、三十五億でご  
ざいましたですか、二十億しかめんど  
うを見ることができなかつた、そこで  
どうぞ、私どもの方は、むしろ市中  
銀行に金を貸していただきたいと、こ  
ういう立場から、債務保証の規定を  
お出し申します。

○島清君 私は、どうも福井さんの御  
説明じゃ納得しませんけれども、きよ  
うは時間がありませんから、この程度  
で質問を打ち切りますけれども、一  
つ、頭のクリアーといふ意味で、午前

中にでも、また質問させていただきま  
す。

○小幡治和君 この法律の第一条に  
は、「石油資源開発株式会社は、石油

資源の開発を急速かつ計画的に行なうこ  
とを目的とする株式会社」とされてお  
りますが、この石油資源開発といふの

は、国内の石油資源をさすのか、それ  
とも海外の石油開発をも含めているの  
か、この点を一つ、明らかにされたい

と思います。

実は、海外の石油開発の問題につき

ましては、衆議院の委員会におきま

して、政府が所要資金をめんどうを見

うものが、はつきりつかめますればそ

れは、大蔵省その他と、いろいろ検

討いたしましたところでは、開発銀行

は、政府機関でございますので、そこ

から融資を受けるにつきましては、担

保は要らない。債務の保証は要らない、

こういうことに相なっております。

それから市中銀行から借ります場合

に、この法律によります債務の保証と

いうことが働いてくるわけございま

すが、ただ、先ほど申し上げましたよ

うに、本年度の現実的な問題といま

ましては、開銀から融資を受けること

になれば、それで大体まかなえるので  
はなかろうか、こういうことでござい  
ます。ただ石油資源の開発の特殊性か  
ら見まして、さらにその資金では足り  
ない、こういう事態が起るかもしれ  
ぬ、また、私ども希望といたしまして  
は、そういう事態になることを祈つて  
おるわけですが、そういう場合に、民  
間資金から借りなければなりませんが、その際に、この債務保証の規定が

必要になつてくる、こうしたことでも、

法律上いつでも債務保証を得る根拠

を一つ作つておきたい、その際には、

予算総則に債務の保証限度といふもの

を計上しなければならない、こういう

ことを相なつております。

○島清君 どうも、やはりそういう金

融関係の知識に乏しいので、理解し

ねるかもしませんけれども、私

は、原則として政府予算の中で、その

出資額はまかなくべきである、こうい

う原則的な考え方を持つてゐるので

す。また発足当時から、そういう考  
方に基いていると思うのです。  
しかししながら、三十四年度は、その  
会社の希望するような、三十五億でご  
ざいましたですか、二十億しかめんど  
うを見ることができなかつた、そこで  
どうぞ、私どもの方は、むしろ市中  
銀行に金を貸していただきたいと、こ  
ういう立場から、債務保証の規定を  
お出し申します。

○島清君 私は、どうも福井さんの御  
説明じゃ納得しませんけれども、きよ  
うは時間がありませんから、この程度  
で質問を打ち切りますけれども、一  
つ、頭のクリアーといふ意味で、午前

&lt;p

○理事(上原正吉君) 速記をとめて。

【速記中止】

○理事(上原正吉君) 速記を起して下さい。

それでは、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十一分散会

三月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二

月二日)

一、輸出品デザイン法案(予備審査のための付託は二月七日)

一、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月二日)